

第 8 4 号 議 案

新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例

新宿区立子ども園条例（平成 18 年新宿区条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 16 条の 2 を削る。

第 22 条の 2 を削る。

第 24 条中「第 22 条の 2 まで（第 21 条を除く。）」を「第 20 条まで及び第 22 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

定期利用保育を廃止する必要があるため